

## 会員に関する細則・内規

### <会員資格の取得（入会）及び退会手続についての内規>

（目的）

第1条 この内規は定款第6条及び第9条に規定する会員資格の取得（入会）及び任意退会に関する手続について定める。

（入会手続）

第2条 この法人へ入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、当該年度の会費を納入する。その際、所属希望の支部（1つ）および分野（複数可能）を申し出る（申請により変更可能）。

2 前項の手続きの後、理事会の承認をもって入会とし、入会者は代議員総会に報告される。

3 定款第10条の会員の除名に該当すると判断される入会申し込みについては、これを承認しない。

4 定款第11条(1)によって会員資格を喪失したものが再入会を申し込んだ場合は、喪失理由となった未払いの会費を支払う必要がある。

5 定款第11条(2)によって会員資格を喪失したものは、代議員総会で入会を承認される必要がある。

（退会手続）

第3条 この法人からの退会を希望する会員は、所定の退会届を事務局に提出する。この際に、未納会費があればそれを納入するものとする。この手続の完了をもって退会とし、代議員総会に報告される。

---

### <支部・分野についての細則>

（目的）

第1条 この細則は、定款第7条第2項の規定に基づき支部・分野及び会員の所属等について必要な事項を定める。

（支部）

第2条 次の7つの支部を設ける。

北海道支部、東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国・四国支部、九州・沖縄支部

（分野）

第3条 次の3つの分野を設ける。

学校教育分野（学校における活動を主眼とする分野）

社会教育分野（社会教育施設における活動を主眼とする分野）

一般普及分野（学校・社会教育施設以外における活動を主眼とする分野）

（所属）

第4条 一般会員および学生会員は、いずれかの支部と分野に所属する。なお、分野については複数に所属することも可能とする。

---

### <会費についての細則>

（目的）

第1条 この細則は、定款第8条に基づき会費について定める。

（会員の会費）

第2条 この法人の会費は、以下のとおりとする。

- (1) 一般会員：年額5,000円
- (2) 学生会員：年額2,500円
- (3) 団体会員：年額8,000円
- (4) 賛助会員：年額10,000円を一口とし、一口以上とする。

2 前項に規定する学生会員は、大学学部又は大学院の在学者又はこれに準ずる在学者で常勤の職に就いていない者とする。

(納入方法及び期限)

第3条 会費は一括払いとし、分割納入は認めない。当該年度の8月31日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

(会費の免除)

第4条 会員が災害などに被災した場合、第2条第1項の規定にかかわらず、理事会の決議によって、会費の納入を一定期間免除することができる。

附 則

- 1 この細則は、この法人の設立登記の日の翌年度から施行する。
- 2 この法人は、天文教育普及研究会の会費に関する債権及び債務を継承する。

---

## <会員全体集会についての細則>

(目的)

第1条 この細則は定款第20条～22条に規定する会員全体集会の内容の詳細について定める。

(会員全体集会の内容)

第2条 会員全体集会において共有される情報とは以下のものを指す。

- ①旧年度事業報告および決算報告
- ②新年度事業計画および予算
- ③理事会が必要と認めた事項
- ④その他、代議員総会で審議された事項で会員に直接関わるもの

(会員の権利)

第3条 会員は会員全体集会において共有する情報について、意見をのべることができる。

2 代議員および役員は、会員全体集会において出た意見を、法令の満たす範囲において尊重するものとする。

---

## 選挙に関する細則

### <代議員選出についての細則>

(目的)

第1条 この細則は、定款第5条第2項及び第3項の規定に基づき代議員の選出について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選出のための選挙は、選挙管理委員会が管理する。

- 2 選挙管理委員は、理事会が代議員総会の承認を得て、学校教育・社会教育・一般普及の各分野の会員から、理事及び代議員を除き、それぞれ1名以上を本人の同意を得た上で委嘱する。
- 3 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

- 4 選挙管理委員長は、委員の互選により決定する。
- 5 選挙管理委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が未決定の場合は会長が招集する。  
(代議員の定数と役割)

第3条 定款第5条第2項に規定する代議員の定数は次の各号のとおりとする。

①分野選出代議員（6名）

学校教育 2名、 社会教育 2名、 一般普及 2名

②支部選出代議員（22名）

北海道 2名、 東北 2名、 関東 6名、 中部 4名、 近畿 4名  
中国・四国 2名、 九州・沖縄 2名

③全国選出代議員

一般会員と学生会員の総数を20で除した数から、分野選出代議員と支部選出代議員の各定数を減じた数を基準として、理事会が定めた数

2 前項で規定した代議員は、それぞれ以下の活動をリードすることにより、この法人の目的達成に貢献する。

- ①分野選出代議員は、各分野における教育・普及活動をリードする。
- ②支部選出代議員は、支部会の開催等を通じて、支部の活動をリードする。
- ③全国選出代議員は、全国規模の活動や、対外的な活動をリードする。

3 代議員は活動のための予算を理事会に対して要求することができる。

4 代議員は無報酬とする。

(有権者の確定)

第4条 選挙にかかる選挙権および被選挙権を有する会員（有権者）は、次の各号により決定される。

- ① 有権者の確定は、投票締め切り日の30日前から90日前までの間で選挙管理委員会が定める日を基準日（以下「有権者の確定基準日」とし、その時点での一般会員及び学生会員を代議員選挙における有権者とする。
- ② 支部選出代議員の選挙権及び被選挙権は、その支部に所属する有権者のみが有する。また、分野選出代議員の選挙権は全ての有権者が有するが、被選挙権はその分野に所属する有権者のみが有する。なお、各会員の所属支部および所属分野は、有権者の確定基準日におけるものとする。
- ③ 全国選出代議員の選挙権及び被選挙権は全ての有権者が有する。
- ④ 非改選代議員は被選挙権を有しない。
- ⑤ 選挙管理委員会は、有権者を掲載した有権者名簿を作成し、会員に配布する。
- ⑥ 会員が、有権者の確定基準日以降、投票用紙の配布までに退会した場合は、退会の時点で選挙権及び被選挙権を失う。

(選挙の方法)

第5条 代議員は、一般会員及び学生会員による直接選挙により選出され、その選挙は次のように行われる。

- ① 代議員は、2年ごとにその半数が改選される。
- ② 選挙管理委員会は、投票締め切り日より50日前までに発行される刊行物紙上で選挙の公示を行う。
- ③ 被選挙権を有する会員は、自薦・他薦による立候補をすることができる。
- ④ 選挙管理委員会への立候補の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行うこととする。
- ⑤ 選挙管理委員会は、選挙権を有する会員に投票締切日より15日前までに立候補者名を知らせ、投票用紙を配布する。
- ⑥ 分野選出代議員の投票は、それぞれの分野において会員1名以内の記名をすることとする（各投票者が3分野に投票する）。
- ⑦ 支部選出代議員の投票は、投票者が所属する支部の会員から改選代議員数以内の記名をすることとする。
- ⑧ 全国選出代議員の投票は、会員2名以内の記名をすることとする。
- ⑨ 投票は無記名投票とし、指定の投票用紙を用い、規定数以内の会員が記名され、指定の期日までに選挙管理委員会が受け取ったものを有効投票とする。なお、指定の投票用紙に本人が記入することが困難な場合は、代理人による記入を可とする。

⑩ 開票は選挙管理委員会が行う。会員は開票に立ち会うことができる。

(当選者の決定及び支部長の選出)

第6条 分野選出代議員及び支部選出代議員は、それぞれの分野、支部ごとに有効得票数の多い順に当選とする。

2 全国選出代議員は、有効得票数の多い順に当選とする。

3 選出されるべき最後の順位の有効得票数が同数のときは、年齢の少ない方を当選とする。

4 第3条の複数の号の代議員を兼ねることはできない。

5 当選者は、選挙管理委員長がやむを得ない事情と認める場合には、代議員就任を辞退することができる。その場合は、次点者が選出される。

6 当選及び次点の結果は、理事会、代議員総会及び定期刊行物紙上で報告される。

7 各支部の支部長は、原則として前回の改選時に選出された代議員が務めるものとする。ただし、当該代議員が複数いる支部については当該代議員の互選により選出する。

#### 附 則

1 この細則施行後の最初の代議員選挙では全代議員を選出する。分野選出代議員の投票は、それぞれの分野において会員2名以内の記名をする。支部選出代議員の投票は、投票者が所属する支部の会員から支部の代議員定数以内の記名をする。全国選出代議員の投票は、会員4名以内の記名をする。当選者のうち有効得票数が奇数順位の者の任期を4年、偶数順位の者の任期を2年とする。有効得票数が同じ者が複数存在して順位が定まらない場合は、年齢の少ない方を上位の順位とする。年齢(生年月日)が同じ場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。

2 附則1の選挙においては、選挙管理は天文教育普及研究会の選挙管理委員会が行う。

---

### <役員選任についての細則>

(目的)

第1条 この細則は定款第24条に基づき役員を選任する際の必要な手続き及び事項を定める。

(会長候補者および監事候補者の選出)

第2条 会長候補者及び監事候補者は、一般会員及び学生会員から選挙により選出される。

(選挙管理委員会)

第3条 前条に定める選挙管理は、代議員選出についての細則に定める選挙管理委員会がこれを行う。

(有権者の確定)

第4条 有権者については、代議員選出についての細則第4条第1号、第5号及び第6号の規定を準用する。

この場合において、同条第1号の「代議員選挙」は、「会長候補者及び監事候補者の選挙」と読み替えるものとする。なお、連続2期目の会長(2期目の任期途中で退任した直近の会長を含む)は会長候補者の被選挙権を持たず、現監事(任期途中で退任した直近の監事を含む)及び現会長とすべての現理事は監事候補者の被選挙権を持たない。

(選挙の方法)

第5条 会長候補者及び監事候補者の選挙の方法は、代議員選出についての細則第5条第2号から第5号まで、第9号及び第10号の規定を準用する。

(当選者の決定)

第6条 会長候補者及び監事候補者のそれぞれについて、有効得票数の多い者を当選とする。

2 その他、代議員選出についての細則第6条第3項及び第5項並びに第6項の規定を準用する。この場合において、同条第5号の「代議員就任」は、「会長候補者または監事候補者となること」と読み替えるものとする。

(理事候補者)

第7条 会長候補者は、一般会員及び学生会員の中から副会長候補者を含む理事候補者を選考し、自らとと

もに理事会に提案する。理事会は提案された会長候補者、副会長候補者を含む理事候補者を取りまとめ、代議員総会に提案する。

(監事候補者)

第8条 選挙管理委員長は、第2条の規定に基づいて選出された監事候補者を開票後すみやかに理事会に報告するものとする。理事会は、現監事の承認を得て監事候補者を代議員総会に提案する。

(理事・監事の選任)

第9条 定款第24条第1項の規定に基づき、代議員総会で理事及び監事を選任する。

(会長、副会長の選定)

第10条 定款第24条第2項の規定に基づき、新たに組織された理事会は、理事の中から会長たる代表理事、副会長たる代表理事を選定する。

## 附 則

- 1 この細則施行後最初の監事候補者選挙では、投票は2名以内の記名をすることとする。当選者のうち有効得票数が多い者の任期を4年、少ない者の任期を2年とする。有効得票数が同じ者が複数存在して順位が定まらない場合は、年齢の少ない方を上位の順位とする。年齢(生年月日)が同じ場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。
- 2 この細則施行後最初の会長候補者及び監事候補者選挙においては、選挙管理は天文教育普及研究会の選挙管理委員会が行う。

---

## 運営上または事業推進上必要な委員会に関する細則・内規

### <委員会についての細則>

(目的)

第1条 この細則は、この法人が設置する委員会のうち、代議員選出についての細則に定める選挙管理委員会を除くものについて定める。

(委員会)

第2条 この法人の目的の達成のために、以下の委員会を設置する。

- ① 編集委員会
  - ② 広報委員会
  - ③ コンプライアンス委員会
  - ④ 年会実行委員会
  - ⑤ その他、運営上あるいは事業推進上必要なものとして代議員総会が認めた委員会
- 2 会長は必要に応じて理事会の議決を経て委員会を設置できる。
  - 3 各委員会の目的と構成と任務および事業内容についてはそれぞれの内規で定める。

### <編集委員会についての内規>

(目的)

第1条 委員会についての細則第2条の規定に基づき、この法人の定期刊行物発行のため、編集委員会を置く。

(委員会の構成)

第2条 編集委員会は、理事のうちから選定される編集委員長(以下委員長)1名及び委員4~9名で構成する。

- 2 委員は、会長が理事会および本人の同意を得て学校教育・社会教育・一般普及の各分野から委嘱する。また1名は広報委員が兼任する。その結果は代議員総会に報告される。

- 3 委員は1期2年とし、継続して3期まで務めることができる。
- 4 事情により委員長の任務の継続が難しくなった場合は、理事会の承認のもと、会長の指名による者が委員長の任務を代行する。その結果は代議員総会に報告される。

(委員会の運営)

第3条 委員長は、必要に応じて編集委員会を召集し、定期刊行物の編集出版に関する実務を総括する。

- 2 委員は定期刊行物の編集出版に関する実務を処理する。
- 3 定期刊行物は年3回以上発行する。

(論文小委員会の設置)

第4条 委員長は、原著論文の編集のために論文小委員会を設置する。

- 2 論文小委員会の委員は、原則として編集委員会の討議によって選出し、委員長が任命する。

---

## <広報委員会についての内規>

(目的)

第1条 委員会についての細則第2条の規定に基づき、この法人のインターネット及び配布物等による広報活動及び情報提供のため、広報委員会を置く。

(委員会の構成)

第2条 広報委員会は、理事のうちから選定される広報委員長（以下委員長）1名及び委員4～14名で構成する。

- 2 委員は、会長が理事会及び本人の同意を得て、学校教育・社会教育・一般普及の各分野から委嘱する。また1名は編集委員が、1名は年会実行委員が兼任する。その結果は代議員総会に報告される。
- 3 委員は1期2年とし、継続して3期まで務めることができる。
- 4 事情により委員長の任務の継続が難しくなった場合は、理事会の承認のもと、会長の指名による者が次の理事会まで委員長の任務を代行する。その結果は代議員総会に報告される。

(委員会の運営)

第3条 委員長は、必要に応じて広報委員会を召集し、この法人の広報活動に関する実務を総括する。

- 2 委員は次に掲げる事項の実務を処理する。
  - ① Web ページの制作
  - ② メールサービスの提供
  - ③ パンフレット等の発行

---

## <コンプライアンス委員会についての内規>

(目的)

第1条 委員会についての細則第2条の規定に基づき、この法人の活動におけるコンプライアンス遵守のため、コンプライアンス委員会を置く。

(構成)

第2条 コンプライアンス委員会は、理事のうちから選定されるコンプライアンス委員長（以下委員長）1名及び委員若干名で構成する。

- 2 委員は、会長が理事会および本人の同意を得て委嘱する。その結果は代議員総会に報告される。
- 3 委員は1期2年とし、継続して3期まで務めることができる。
- 4 事情により委員長の任務の継続が難しくなった場合は、理事会の承認のもと、会長の指名による者が次の理事会まで委員長の任務を代行する。その結果は代議員総会に報告される。

(委員会の運営)

第3条 委員長は、必要に応じてコンプライアンス委員会を召集し、この法人のコンプライアンスに関する実務を総括する。

2 委員は次に掲げる事項の実務を処理する。

- ① この法人の理事の職務の執行が法令に適合することを確保するため、体制の運用及び改善について理事会に参考意見を提出する。
- ② この法人の事業に従事する者からの法令違反行為などに関する通報に対して適切に処理するため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理する。

---

## <年会実行委員会についての内規>

(目的)

第1条 委員会についての細則第2条の規定に基づき、この法人の研究発表会（年会）の実施ため、年会実行委員会を置く。

(委員会の構成)

第2条 年会実行委員会は、年会を担当する理事（以下、理事）1名と年会を開催する支部（以下、支部）の代議員全員及び一般会員・学生会員の有志で構成する。なお1名は広報委員を兼任する。

- 2 年会実行委員は、理事を除き、1期2年のみ務めることとする。
- 3 年会実行委員長（以下、委員長）は、理事を除く委員の互選により決定する。
- 4 年会実行委員会は委員長が招集する。ただし、委員長が未決定の場合は理事が招集する。

(委員会の運営)

第3条 委員長は、必要に応じて年会実行委員会を召集し、年会実行に関する実務を総括する。

2 委員は次に掲げる事項の実務を処理する。

- ① 年会の会場と日程の決定
- ② 年会プログラムの作成と会員内外への案内及び広報
- ③ 年会に関わる経理実務
- ④ 年会開催時における実務
- ⑤ 年会集録の編集と発行
- ⑥ その他、年会に関わる実務

---

## <ワーキンググループについての内規>

(目的)

第1条 この内規は、定款第4条第7号「この法人の目的を達成するために理事会が必要と認めた事業」の一つとして設置するワーキンググループ（以下WG）について定める。

(WGの提案)

第2条 会員は目的に応じWGの設立を提案できる。

- 2 WG設立の提案にあたっては、目的・活動内容・活動予定期間・代表者名・構成員などを明確にした設立趣意書を事務局に提出する。設立趣意書の提出期限は特に定めない。
- 3 WGは理事会の承認を得て設立され、代議員総会に報告される。

(活動予算)

第3条 WGの活動予算は、理事会の承認を得て計上される。

(活動期間と義務)

第4条 WGの活動期間はおおむね3年を目処とする。

- 2 WGは年度ごとに活動計画、活動実績および会計について、代議員総会に報告するとともに、会員全体集会及び定期刊行物誌上において活動報告を行う。

(WGの解散)

- 第5条 WGを解散する場合、代表者はすみやかに事務局に届け出る。解散の届け出にあたっては、解散とする理由およびそれまでの活動の内容と成果をまとめて事務局に提出する。
- 2 代議員総会の承認を得て、WGは解散する。
  - 3 この内規第4条第2項に定める報告がなされない場合、もしくは活動実績が認められない場合、会長は代議員総会に当該WGの解散を提案できる。
-